

議案第17号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月11日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成12年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表 2 保健衛生・環境関係の部3の項中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

（提案理由）

旅館業法の一部改正により、事業譲渡による旅館業営業者の地位の承継について定められることに伴い、当該地位の承継の審査に係る手数料を加える必要がある。